

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 9 月 22 日号 (No.384)

I. 重要法令等の解説

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

1. 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン (第一版)」

II. 注目法令等の解説

1. 「電信ネットワーク詐欺防止法」
2. 「農産品品質安全法 (2022 改正)」
3. 「薬品ネットワーク販売監督管理規則」

III. その他の法令等一覧

本号編集責任者：江口 拓哉

I. 重要法令等の解説

1. 「データ域外移転安全評価申告ガイドライン (第一版)」¹

国家インターネット情報弁公室 2022 年 8 月 31 日公表

執筆担当：柴 颯、福島 翔平、井村 俊介

本ガイドラインでは、データ域外移転安全評価の実務運用の開始に向けて、データ域外移転安全評価が必要となりうる「データの域外移転」の範囲が明確化され、また、安全評価申告に関する具体的な申告資料が明らかにされた。

●「データの域外移転」の明確化

①データ取扱者が国内の運営において収集及び生成したデータを国外に伝送・保存する場合、②データ取扱者が収集及び生成したデータを国内で保存するが、国外の機構等がアクセスできる場合等においては、「データの域外移転」に該当する。

●具体的な申告資料の明確化

安全評価の申告資料が具体的に列挙された。また、申告資料のうち、「データ域外移転安全評価申告書」、「データ域外移転リスク自己評価報告」及び「担当者に対する授權委託書」の雛形が公表された。

2022 年 9 月 1 日に施行された「データ域外移転安全評価規則」²により、データ域外移転安全評価の具体的内容が明らかになり、今後、データ域外移転安全評価の実務も動き始めると予想されていたところ、国家インターネット情報弁公室が、当該実務に関するガイドラインとして、「データ域外移転安全評価申告ガイドライン (第一版)」

¹ 原文「数据出境安全评估申报指南 (第一版)」。なお、将来的に、適宜、追記修正されることが想定されているため、第一版とされているものと思われる。

² [本ニュースレターNo.381 \(2022 年 8 月 12 日発行\)](#) をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

(以下「本ガイドライン」という。)を公表した³。

(1) 「データの域外移転」の定義の明確化

「データ域外移転安全評価規則」4条では、データ取扱者が域外にデータを提供する(データの域外移転)にあたり一定の事由に該当する場合、安全評価申請が必要とされている。本ガイドラインでは、「一定の事由」について同規則の内容を踏襲しつつ、「データの域外移転」の内容が以下のとおり明確にされた(1条2項)⁴。

- ① データ取扱者が国内での運営において収集及び生成したデータを国外に伝送し、国外で保存する場合
- ② データ取扱者が収集及び生成したデータを国内で保存するが、国外の機構、組織又は個人が照会し、取り寄せ、ダウンロードし、エクスポートすることができる場合
- ③ 国家インターネット情報弁公室が定めるその他のデータ域外移転行為

(2) 申告資料の明確化

本ガイドラインでは、データ域外移転安全評価の申告資料が具体的に列挙された(3条1項)。「データ域外移転安全評価規則」6条に規定されている資料との比較は、以下のとおりである。

「データ域外移転安全評価規則」6条	本ガイドライン3条1項
申告書	データ域外移転安全評価申告書
データ域外移転リスク自己評価報告	データ域外移転リスク自己評価報告
データ取扱者が域外の受領者と締結する予定の法律文書	データ取扱者が域外の受領者と締結する予定のデータ域外移転の関連契約又はその他の法的効力を有する文書の写し
安全評価業務に必要なその他の資料	統一社会信用コードの証書の写し 法定代表者の身分証明書類の写し 担当者身分証明書類の写し 担当者に対する授權委託書 その他の関連証明資料

(3) データ域外移転安全評価申告書、データ域外移転リスク自己評価報告、及び担当者に対する授權委託書の雛形の提供

本ガイドラインでは、上記申告資料のうち、「データ域外移転安全評価申告書」、

³ なお、本ガイドラインは、実務上の指針を示すガイドラインであり法的拘束力を有しないものの、データ域外移転安全評価の申告等の場面で参照され、本ガイドラインに則った実務運用がなされることが想定される。

⁴ なお、国家インターネット情報弁公室は2022年7月7日の「データ域外移転安全評価規則」に関する記者会見においても同趣旨の説明をしていたが、本ガイドラインによりそれが明文化された。

中国最新法令〈速報〉

「データ域外移転リスク自己評価報告」、及び「担当者に対する授權委託書」の雛形が公表された。

「データ域外移転安全評価申告書」の雛形においては、データ取扱者に関する情報やデータ域外移転に関する説明だけでなく、域外の受領者に関するデータ安全責任者及び管理機構の状況等、データ受領者に関する情報の記載も必要とされている（付属文書3）。

また、「データ域外移転リスク自己評価報告」は、「自己評価業務の概要」、「域外移転業務の全体的状況」、「予定する域外移転活動のリスク評価の状況」及び「域外移転活動のリスク自己評価の結論」という4つの項目で構成される（付属文書4）。なお、「予定の域外移転活動のリスク評価の状況」においては、「データ域外移転安全評価規則」5条に定める自己評価の重点評価事項を記載する必要がある。

(4) その他

本ガイドラインでは、申告に関する相談窓口（電子メール、電話番号）も公表されている（4条）。

（全4条）

II. 注目法令等の解説

1. 「電信ネットワーク詐欺防止法」⁵

全国人民代表大会常務委員会 2022年9月2日公布、2022年12月1日施行

執筆担当：吉 佳宜、上村 莉愛、井村 俊介

電信ネットワーク詐欺防止法（以下「本法」という。）は、近年頻発する犯罪類型である、電気通信・ネットワークの技術的手段を利用した遠隔・非接触等の方法による詐欺（以下「電信詐欺」という。）の予防・抑止・取締りを目的とする、初めての法律レベルの規制である。

本法は、①中国国内における電信詐欺、②中国公民が中国国外で行う電信詐欺⁶、③中国国外の主体が、中国国内に対して電信詐欺を実施し、又はそのような他人の活動を幫助する行為を規制する（3条）。

また、本法は、電信業界、金融業界、インターネット業界について、それぞれ業界の主体（電信業務事業者・銀行業金融機関・非銀行支払機構・インターネットサービスプロバイダ、以下まとめて「事業者」という。）が電信詐欺の予防・管理のために負うべき責任を規定する（3章～5章）。具体的には、電信業務事業者による電話利用者の真実の身分情報登録制度の構築義務（9条）や携帯SIMカードの枚数制限義務（10

⁵ 原文「中华人民共和国反电信网络诈骗法」

⁶ 中国企業が究極的な受益者と想定される、中国国外の企業等を被害者とする「なりすましメール」による詐欺の事例が少なからず発生していることに対応したものと考えられる。

中国最新法令〈速報〉

条)、銀行業金融機関・非銀行支払機構による顧客の職務調査義務(15条)や銀行口座・支払口座のモニタリング義務(18条)、インターネットサービスプロバイダによるユーザーの真実の身分情報確認義務(21条)や詐欺の疑いのあるアカウントの再審査義務(22条)等が挙げられる。

さらに、本法は、電信詐欺を行った者について、既存の刑事責任(38条1項)及び民事責任(46条1項等)のほか、刑事上の犯罪を構成しない場合の行政責任(拘留、違法所得の没収、過料等)を規定した(38条2項)。また、事業者についても、本法の規制に違反した場合の行政責任(警告、通報による批判、過料、営業停止・整理、業務許可・営業許可の取消)等を規定した(39条~41条)。

その他、本法は、電信詐欺又は関連犯罪を行うことにより刑事罰を受けた者の信用記録への記載(31条)や人民検察院による公益訴訟提起権(47条)等についても規定している。

(全50条)

2. 「農産品品質安全法(2022改正)」⁷

全国人民代表大会常務委員会 2022年9月2日公布、2023年1月1日施行

執筆担当: 張超、水本真矢、五十嵐充

中国の農産品の品質安全については、2006年に「農産品品質安全法」が施行されて以来、大きく改善されたものの、農産品の残留農薬・動物用薬品の基準超過、重金属の基準超過、有害毒物質の違法添加等の問題が依然として存在する。そこで、社会の関心に応え、かつ農産品の品質安全に関する監督管理制度を完備させる⁸ため、「農産品品質安全法(2018改正)」を修正する形で、「農産品品質安全法(2022改正)」が公布された。

主な改正点は、①農産品の品質安全責任の強化、②農産品の品質安全リスク管理と基準遵守の強化、③農産品の生産から経営までの全過程のコントロールの完備、④農産品の品質安全監督管理の強化、及び⑤違法行為に対する処罰の強化である。

①について、農産品の生産者が農産品の品質安全に責任を負わなければならないことが明確にされた(7条)。また、流通段階における監督管理が強化され(35条)、農産品のコールドチェーン物流やネットワークプラットフォームにおける農産品の販売に従事する生産経営者の品質安全責任が新たに規定された(40条)。

②について、源流管理、リスク管理、全過程コントロールという基本原則が明確にされた(4条)。また、農産品の品質安全リスクのモニタリング・リスク評価制度の構築、重点地域・重点品種のリスク管理の強化(13条、14条)、農産品品質安全基準の位置づけと内容の明確化が行われた(16条)。

⁷ 原文「中华人民共和国农产品质量安全法(2022修订)」

⁸ http://www.legaldaily.com.cn/government/content/2022-09/08/content_8779402.htm

中国最新法令〈速報〉

③について、農産品の産地に関する環境調査、モニタリング及び評価制度を整備する(20条、21条)ほか、農産品の生産者における農薬、動物用薬品、肥料等の合理的使用(23条、29条)と農産品の貯蔵・輸送における防腐剤や添加剤等の合法的使用(35条)が規定され、農産品の基準達成承諾合格証制度⁹(39条)と追跡管理制度¹⁰が創設された(41条)。

④及び⑤について、農業農村主管部門と市場監督管理部門等の連携の強化が規定され(45条)、また、無作為抽出検査体制の整備(47条)、罰金額の全体的な引き上げ等(62条～79条)が行われた。

(全81条)

3. 「薬品ネットワーク販売監督管理規則」¹¹

国家市場監督管理総局 2022年8月3日公布、2022年12月1日施行

執筆担当：沈陽、森琢真、鈴木幹太

「薬品ネットワーク販売監督管理規則」(以下「本規則」という。)は、中国国内における薬品のネットワーク販売、第三者プラットフォームによる薬品ネットワーク取引プラットフォームサービスの提供の具体的なルール、それらに対する監督管理、及び法的責任について定めたものである。薬品のネットワーク販売は、2019年に「薬品管理法」の改正により、特殊管理を実施する薬品¹²を除き、認められたが、具体的な規則はこれまで公布されていなかった。本規則は、特にネットワークを通じた個人に対する処方薬の販売を明確に認めた点で注目を集めている。本規則の概要は以下のとおりである。

(1) 薬品ネットワーク販売の主体に関する規制

本規則は、薬品のネットワーク販売に従事する者は、薬品上市許可所有者又は薬品経営企業に限定した(7条)。薬品ネットワーク販売企業は、許可された経営方法及び経営範囲内で経営する必要があるとされ、そのうち、薬品上市許可所有者は、薬品登録証書を取得した薬品のみを販売することができる。また薬品小売販売資格を有しない者は、個人に対して薬品販売をしてはならないとされた(8条1項)。

⁹ 改正法39条によれば、農産品生産企業、農民專業合作社は、販売する農産品が農産品品質安全基準に合致することを保証しなければならず、かつ品質安全の制御・検査結果に基づき基準達成承諾合格証を発行し、使用が禁止されている農薬、動物用薬品及びその他の化合物を使用しておらず、使用している通常の農薬、動物用薬品の残留量が基準を超過していないことを承諾しなければならない。

¹⁰ 改正法41条によれば、国は、農産品品質安全追跡目録に収録されている農産品につき追跡管理を行い、追跡管理規則及び追跡目録は國務院農業農村主管部門と國務院市場監督管理等の部門と共に制定するとされている。

¹¹ 原文「药品网络销售监督管理办法」

¹² ワクチン、血液製剤、麻醉薬品、向精神薬品、医療用毒性薬品、放射性薬品、薬品類麻薬前駆体化学用品(中国語原文「易制毒化学品」)等国家が特殊管理を実施する薬品をネットワークで販売してはならない(薬品管理法61条2項)。本規則8条2項では、具体的なリストは国家薬品監督管理局により制定されると定めている。

中国最新法令 < 速報 >

(2) 個人に対する処方薬販売に関する規制

個人に対して処方薬を販売する場合、処方箋の出所の真実性、信頼性を確保し、かつ実名制を採用しなければならないとされている。また、薬品ネットワーク小売企業は、使用済みの処方箋が重複して使用されることを避ける措置を採る義務がある。なお、電子処方箋を利用する場合、薬品ネットワーク小売企業及び電子処方箋を受付ける第三者プラットフォームは、電子処方箋を提供する組織と契約を締結する義務がある。(9条)。

(3) 品質安全管理等の制度構築に関する規制

薬品ネットワーク販売企業は、薬品品質安全管理、リスクコントロール、薬品追跡、保管配送管理、不良反応報告、苦情申立通報処理等の制度を構築、実施する義務があり、さらに、その中の薬品ネットワーク小売企業に関しては、オンライン薬学サービス制度を構築し、かつ、かかる薬学サービスを提供する薬剤師等の薬学技術者の情報をウェブサイトで公示する義務がある(10条、12条)。

(4) 表示規制等

薬品ネットワーク小売企業に対して、リスク提示メッセージの表記、処方薬と非処方薬の区別表示、処方薬の販売トップページでの処方薬包装、ラベル情報の直接開示の禁止等具体的な表示方法を規定しており、特に、処方薬に関して、処方箋が審査される前に、処方薬の説明書情報の開示及び処方薬の販売を行ってはならないと明確に定められた(13条)。

(5) 第三者プラットフォームに対する規制

本規則は、薬品のネットワーク販売企業が出店する第三者プラットフォームに対して、薬品品質安全管理機構の構築、薬学の技術者の配置、薬品品質安全等についての管理制度の構築を要求している。第三者プラットフォームは、プラットフォームに出店する薬品ネットワーク販売企業の薬品情報表示、処方箋審査、薬品販売及び配送等の行為について検査、管理する義務があり(17条)、無資格、又は経営許可範囲外の薬品販売や、特殊管理を実施している薬品の販売等重大な違法行為を発見した場合は、直ちに薬品ネットワーク取引プラットフォームサービスの停止、薬品関連情報表示の停止をしなければならない(23条)。

(全 42 条)

Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年8月23日から2022年9月5日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

中国最新法令 < 速報 >

- 1. 「情報ネットワーク犯罪事件の処理における刑事訴訟手続適用の若干問題に関する意見」**
(原文: 关于办理信息网络犯罪案件适用刑事诉讼程序若干问题的意见)
(最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、2022年8月26日公布、2022年9月1日施行)
- 2. 「医療衛生機構ネットワーク安全管理規則」**
(原文: 医疗卫生机构网络安全管理办法)
(国家衛生健康委員会、国家中医薬管理局、国家疾病予防制御局、2022年8月8日公布、同日施行)
- 3. 「インテリジェントコネクテッドカー発展の促進及び測量製図地理情報安全の維持保護に関する通知」**
(原文: 关于促进智能网联汽车发展维护测绘地理信息安全的通知)
(自然資源部、2022年8月25日公布、同日施行)
- 4. 「検査実施必須輸出入商品目録の調整に関する公告」**
(原文: 关于调整必须实施检验的进出口商品目录的公告)
(税関総署、2022年8月30日公布、2022年10月1日施行)
- 5. 「直屬税関に対する一部の入国動植物及びその製品の検査審査認可の展開の授權に関する事項についての公告」**
(原文: 关于授权直属海关开展部分进境动植物及其产品检验检疫审批事宜的公告)
(税関総署、2022年8月31日公布、同日施行)
- 6. 「理財会社内部統制管理規則」**
(原文: 理财公司内部控制管理办法)
(中国銀行保險監督管理委員会、2022年8月22日公布、同日施行)
- 7. 「北京市ビジネス環境適正化条例 (2022改正)」**
(原文: 北京市优化营商环境条例 (2022修正))
(北京市人民代表大会常務委員会、2022年8月29日公布、同日施行)
- 8. 「企業中長期外債審査登記管理規則 (意見募集稿)」**
(原文: 企业中长期外债审核登记管理办法 (征求意见稿))
(国家發展改革委員会、2022年8月26日公表、意見募集期限 2022年9月26日)
- 9. 「秘密に関わる基礎的測量製図成果の提供使用管理規則 (意見募集稿)」**
(原文: 涉密基础测绘成果提供使用管理办法(征求意见稿))
(自然資源部、2022年8月30日公表、意見募集期限 2022年9月19日)
- 10. 「道路水路重要情報インフラ安全保護管理規則 (意見募集稿)」**
(原文: 公路水路关键信息基础设施安全保护管理办法 (征求意见稿))
(交通運輸部、2022年8月23日公表、意見募集期限 2022年9月26日)

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『中国「反外国制裁法」のインパクト—ウクライナ情勢も踏まえ、今後の影響などを緊急解説！—』

開催日時 2022年10月5日（水）13:30～15:30

講師 宇賀神 崇

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『Q&A で学ぶ中国「反外国制裁法」の影響と実務解説～ウクライナ情勢・米中対立のポイントを踏まえた日本企業の対応とは～』

開催日時 2022年10月28日（金）14:00～16:00

講師 宇賀神 崇

主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「"中国的"経済安全保障」

掲載先 日中経協ジャーナル 2022年9月号

著者 石本 茂彦

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com